#### はじめに

稿では、緊急事態宣言等による 討すべき事項は様々あるが、本 自粛などから起こった売上の激 理して事業を再建するために検 において、過剰な金融債務を整 的整理手続および法的再建手続 ロナ禍」という)で売上が減少 COVID-19の影響(以下、「コ な影響を与え続けている。 て過剰債務となった事業者の私 (COVID-19) 長引くコロナ禍での緊急融 緊急融資や既存債務によっ 型コロナウイルス感染症 社会・経済に深刻 は未だ収束の気

> とコロナ禍の拡大防止など、コ ロナ禍特有の問題に焦点を当て 理手続を前提に一番的整理手続 提言したい。 型私的整

#### 金融支援の要請債務者企業に対する柔軟な コロナ禍の影響を受けた

0)

1

を受けた例はきわめて多い。 げるために新型コロナ関連融資 た企業が、その影響に対応する (1) コロナ禍で、経営が順調だっ る柔軟な対応の要請 元本返済猶予の要請に対す もしくはその影響を和ら

> 想される。 る企業が多数発生することが予 想定以下にとどまったことによ 想定以上の遅れや、 化したことも含め、の回復予測は、コロ 金融機関に提出した将来の収益かし前記関連融資実行時に借入 済原資が十分に確保できなくな 当初の返済開始時期に、 コロナ禍が長期 回復水準が 回復時期の 返

にする

は、 受けた時点の将来収益の回復の 融機関においては、 機関に対し、元本返済猶予期間 請をせざるを得なくなるが、 直しなどのリスケジュールの要 のさらなる延長や返済計画の見 このような場合、 関連融資機関を含めた金融 債務者企業 関連融資を 金

コロナ禍の倒産実務研究会

情を十分に踏まえて、 実施機関においても、 ようとする場合には、 支援協議会や事業再生ADR等 関調整のために、 ることが重要である。 見込みの甘さを理由とすること 予測が困難であった実情を十分 準則型私的整理手続を利用し また、債務者企業が、 借入当時の収益回復 その要請に応じ 中小企業再生 前記の実 その手続 対応する 金融機

生への協力の要請 計画を立案するケース 再生計画立案時に リスケジュールによる再生 おける再

債務者企業において、

元本返

特別論考

ことを求める。

#### リモート時代の **電子契約・承認のススメ**

子契約の基礎知識や導入時の法的留意点を紹介する。 承認プロセスの電子化推進が強く求められている。 の押印」、 あった。 |入機運も高まっていたが、 ワークが必須となるなか、 Ċ 社会の発展に伴い とりわけ契約書の押印・管理が問題となり、 新型コロナウイルス感染症拡大により、 在宅ではできない業務として「ハン 実務上の課題があり、 ° 化が進 本稿では、 なお発展途上 電子契約 契約締結、 リモー 雷



## し はじめに ~脱ハンコ

る種類の文書でハンコを押す。 れてきた。欧米等の く紙とハンコの組合せが維持さ 対内的な稟議決裁等でも、 対外的な正式文書はもちろん、 化」と対照的だ。 に対する信頼が深い。手紙、 である。  $\Box$ |本は、 議事録、 古くから印鑑 「ハンコ文化 契約書とあらゆ 「サイン文 (印章) 0) 報 玉

備後 間が経ったが、業務文書類、 0) 議決裁の電子化が実現できるは でも、 誰もがパソコン、スマホ、 対外的な契約書等、 と技術の組合せで「脱ハンコ」、 術 立・施行された。これら法制度 化が進められている。 レットを利用し、ペーパーレス である。 е 他方、我が国でも情報通 (ICT) が高度に発展し、 -文書法以降)、 (特に2005年4月施行 電子委任状法等が順次成 電子帳簿保存法、 しかし、 電子署名法、 法制度の整 対内的 法制度面 一定の時 e 一文 I T書 にな稟

> 「型111-77 レス発表」のようである。 に契約書の電子化は未だ道半

ろう。 推進は当然である(注1)。 契約書等の作成、 クが日常となった。そのなか 非効率を考慮すると脱ハンコの きただろう。感染リスク、 テムがあれば在宅で十分対応で 0) スに出勤した方がおられるであ 印のために、 **゙だろうか。電子契約等のシス** 新型コロナウイルス感染拡大 ハンコでないといけない 否応なくリモートワー やむを得ずオフィ 稟議決裁の

融業界における書面・押印・ 内閣府規制改革推進室主催 見直しに向 会議で書面・ 下旬以降、 チで進んでおり、 直 知し (注2)、6月9日に金融庁・ 名に関する新たな見解 4 「法務省新見解」という) |すべく官民の取組みが急ピッ 手 [体に取締役会議事録と電子署 5 月 29 二、 続の見直し こうした押印慣行を見 内閣府規制改革推進 ゖ 押印·対面手続 た検討が開始さ 法務省が各経済 に向 令和2年4月 け を通

### 今月の解説②

# 中小企業成長促進法とコロナ禍における事業承継

日本橋江川法律事務所 弁護士 江川

淳

#### はじめ

等の一部を改正する法律」(中営の承継の円滑化に関する法律進のための中小企業における経 小企業成長促進法)が成立した。等の一部を改正する法律」(中 を不要とする制度などを盛り込 20年6月、経営者の個人保証 決めざるを得ない状況に突入し もはや2021年以降のワクチ ている。そのさなかである20 ン普及まで長期戦に向けて腹を 内のコロナ禍は収束せず、

> 応も含めたコロナ禍における事イチェーン・リスク」等への対 解説する。 業承継の基本的な事項について

# の概要中小企業成長促進法

2020年6月12日に成立した中小企業成長促進法は、①「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(経営承継門滑化法」(経営強化法)、②「中小企業等経域経済牽引事業の促進による地域経済牽引事業の促進による地域経済産の成長発展の基盤強化に関する法律」(地域未来法)、④産業の成長発展の基盤強化に関する法律」(地域未来法)、④産業の成長の単位のでは、100円の 公布 (6月19日) 正・廃止を束ねた法律であり、競争力強化法などの関連法の改 年の高齢化による中小企業 施行される。 から6ヵ月以

域経済におけるサプライチェー 促進して廃業を防ぐことは、

個々の中小企業の事業承継を

地

い。本稿では、中小企業成長促 にとって欠かすことができな ンなどの重要な産業構造の維持

> ある。 を講じることを内容としてい 海外展開支援の強化などの措置企業者特例、計画制度の整理、 積極的に事業展開を行い成長で廃業を防ぐとともに中小企業が 業承継の支障となる事態が生じ拒否するなど、経営者保証が事 営者保証の存在を理由に承継を で、後継者候補が現経営者の経経営者の引退時期が迫るなか る。主な改正点は次のとおりで きる環境を整備するため、 企業成長促進法は、中小企業の ていることを背景として、 者保証の解除支援、みなし中小 中小 経営

定を受けたうえで承継の際に債 中小企業が、経済産業大臣の認承継が妨げられるおそれのある 1 経営者保証の存在により事業 経営承継円滑化法の改正

> られる。 として2・8億円の保証が受け 既存の信用保証枠とは別に特例 継借換関連保証)が創設された。 わりする信用保証制度(経営承 務を借り換える場合、 尝が経営者の個人保証を肩代 信用保証

2 経営強化法の改正 承継準備関連保証)。 用保証制度が拡充された & A資金を調達できるように信 る場合に、 て事業承継 から事業用資産や株式を取得し また、 中小企業が他の事業者 経営者保証なしでM (第三者承継)をす

## 経営強化法の改正

が経営革新計画に統合され(も開拓計画と特定研究開発等計画 公庫が外国関係法人等に対して たな支援として、 づくり高度化法の廃止)、 従来の異分野連携新事業分野 日本政策金融